

IPSHU 研究報告シリーズ

研究報告 No. 5

核兵器禁止運動の社会学的研究

— 地域婦人会の核兵器禁止運動を中心に —

芝田進午*・木本喜美子**



THE INSTITUTE FOR PEACE SCIENCE,
HIROSHIMA UNIVERSITY

June, 1981

広島大学平和科学研究センター

〒730 広島市中区東千田町1丁目1番89号

研究報告 No. 5

核兵器禁止運動の社会学的研究

— 地域婦人会の核兵器禁止運動を中心に —

芝田進午^{*}・木本喜美子^{**}

* 広島大学総合科学部, 広島大学平和科学研究センター

** 広島大学総合科学部

目 次

I	核兵器禁止運動の社会学的研究の意義	1
1.	核兵器の出現の社会学的意義	1
2.	核兵器禁止運動の社会学的意義	1
II	地域婦人会の役割とその社会学的研究の意義	4
1.	国連への核兵器禁止要請署名運動の社会学的意義	4
2.	地域婦人会の運動の社会学的研究の意義	5
III	地域婦人会とその核兵器禁止署名運動	8
1.	調査の視点と調査対象の概要	8
(1)	地域婦人会の日常的活動の意義	8
(2)	広島市婦協の組織構成	8
(3)	調査方法と調査対象の特徴	9
2.	地域婦人会の組織実態	11
(1)	組織構成	11
(2)	財 源	14
(3)	活動の内容と構造	15
(4)	地域婦人会の課題	18
3.	地域婦人会の核兵器禁止署名運動	21
(1)	広島市婦協の取り組みの経過	21
(2)	地域婦人会の取り組みの実態	24
(3)	署名運動の性格	26
(4)	若干の教訓	29

I 核兵器禁止運動の社会学的研究の意義

1. 核兵器の出現の社会学的意義

核兵器，より正確には「人類絶滅装置体系」というべきものが出現してからすでに久しい。その出現は，もちろん一つの軍事技術的・社会的・政治的な大事件であったが，その意味は，時がたつとともに，史上前例のないほど深刻なものであることがますますあきらかになってきた。1978年の国連軍備撤廃特別総会の「最終文書」は明言している。

「人類は今日，かつて生産された中ではもっとも破壊的な武器の大量かつ競争的な蓄積のもとから，前例のない自滅の脅威に直面している。現在の核兵器貯蔵量だけでも地球上のすべての生命を破壊してあまりある。」(傍点，引用者)

すなわち，歴史上はじめて，すべての生命，人類，したがって当然のことながら社会そのものが消滅させられるという可能性が出現したのであって，しかも，このことを，国連加盟のすべての政府が確認していることは重大である。もちろん，社会が消滅させられれば，社会を研究する社会科学も絶滅させられるわけであって，社会ならびに社会科学は，かつてこれほど大きな危険に直面したことはないといわなければならない。いや，このような核兵器の出現は，社会の絶滅にいたらないまでも，軍需工業をふくむ生産諸力の構造，経済構造，社会構造，政治機構，政治過程，軍事機構，社会意識，倫理，国際関係と国際機構をふくめて，社会のすべての領域に，顕在的であれ，潜在的であれ，巨大な衝撃をあたえてきたこと，また，あたえつつあることは否定できない。にもかかわらず，わが国ならびに世界の哲学と社会科学は，被爆者問題——それは社会学・社会政策論・国家論（国家責任論）等の重大な領域である——についてのあまり多くない研究をのぞいて，これまで，この「人類絶滅装置体系」あるいは「社会絶滅装置体系」の出現の意味について，また前述のような社会の諸領域への衝撃について，さらに「核時代」の歴史哲学意味について，きわめて不十分にしか研究してこなかった¹⁾といわざるをえない。

2. 核兵器禁止運動の社会学的意義

もちろん，この核兵器の出現とそれによるヒロシマ・ナガサキにたいする最初の核

戦争，被爆者の苦痛，アメリカ帝国主義を起動力とする核軍拡競争の激化，核戦争，人類絶滅の危険の増大は，その対抗勢力として，被爆者運動，核兵器禁止運動，“生存のための動員”運動を発生させ，発展させないわけにはいかなかった。過去36年間の日本の歴史は，ある意味で，被爆者による原爆糾弾運動にはじまり，核兵器禁止運動が生まれ，発展し，拡大してきた歴史である。また，空間的にいえばヒロシマ・ナガサキを原点とするこの運動が，全国に，さらに全世界にひろがり，ついには非同盟運動や国連にも大きな影響をおよぼすように発展してきた歴史である。まことに，核兵器禁止運動は，社会の消滅そのものに反対する社会運動であるとともに，社会を研究する社会科学の存続そのものを可能にする運動でもある。実際，核兵器禁止運動がなかったならば，すでに全面核戦争がおこり，社会の消滅という事態がおこっていたかもしれない。この点で，社会科学がこの運動よりもより以上に恩恵をうけてきた社会運動はかつてなかったといっても過言ではない。この運動が発展すればするほど，社会科学の存続も可能になるのであって，この見地から見れば，社会科学は，みずからの存続に無関心でありえないかぎり，核兵器禁止運動とその発展についても無関心でありえないものである。

核兵器禁止運動，ひろくいえば平和運動の特徴づけについては，たとえば民主主義，民族独立，社会主義のための運動，労働運動，市民運動等とどのように区別され，また関連するかなどの視角から，いわば政治理論的な見地から，これまでいろいろの考察がおこなわれてきた²⁾。しかし，核兵器禁止運動が，だれによって，どのようにおこなわれ，組織されているかという社会的実態について，いわば社会学的な見地からは，これまでのところ，理論的にも実証的にもほとんど研究されてこなかったようである。一般的にいえば，核兵器禁止運動は，その社会的基礎からみて，わが国で，もっとも大きな，代表的な社会運動である。それを構成する大衆は，被爆者，労働者，農民，勤労者，知識人，宗教家，婦人，青年等，無限にひろく，国際的には全人類にまで拡大するものである。また，それをになう組織は，被爆者団体，平和運動組織，労働組合，政党，市民団体，知識人団体，宗教団体，国際組織等，きわめて多様である。とはいえ，核兵器禁止運動は，これらの組織に解消されるものではなく，これらの組織がそれぞれの独自性を発揮しつつ，統一した行動をおこなうことによってのみ，目標を達成できるという点で，独自の特徴をもつ。これらの点で，核兵器禁止運動は，社

社会学がこれまであつてきた諸社会運動，たとえば政治運動，労働運動，住民運動，「圧力集団」運動などくらべて，特殊性をもつが，その特殊性そのものが，他の多くの社会運動にかかわりをもっているという点で，普遍性をもっている。もちろん，核兵器禁止運動は，真空のなかでおこなわれているわけではけっしてなく，そこには，“核時代”という現代の特徴とともに，わが国の社会構造，社会諸集団，政治諸集団，政治過程，組織過程，社会意識等の実態がもっとも典型的に現象しているとみることが出来る。したがって，核兵器禁止運動の実態について社会学的に研究することは，この運動の今後のあり方について示唆するとともに，現代社会と現代の社会運動一般の社会学的研究という目的にとっても，きわめて重要な課題となるものである。

1) この問題についてのこれまでの研究文献については，1977年NGO被爆問題シンポジウム報告書『被爆の実相と被爆者の実情』（1978年，朝日イヴニングニュース社），広島市・長崎市原爆被爆災害誌編集委員会『広島・長崎の原爆災害』（1979年，岩波書店），芝田進午『現代の課題』（1978年，青木書店，第二部，Ⅲ）を参照。

2) たとえば，つぎのような文献がある。

武藤一羊『平和運動の内在的論理』（『思想』1959年4号），日本共産党宣伝教育文化部編『平和運動の理論的諸問題』（1964年，共産党出版部），上田耕一郎『マルクス主義と平和運動』（1965年，大月書店），熊倉啓安『平和運動の基本的性格と20年の歴史的総括』（日本平和委員会編『平和運動20年記念論文集』1969年，大月書店），谷中敦『被爆30周年の被爆国日本の原水爆禁止運動に求める論理性と倫理性』（『唯物論』4号，1975年5月），熊倉啓安『原水爆禁止運動はいま』（1978年，労働教育センター）等。核兵器禁止運動を政治理論的ないし政治学的にどのように規定するかという問題は，なお研究さるべき課題である。

Ⅱ 地域婦人会の役割とその社会学的研究の意義

1. 国連への核兵器禁止要請署名運動の社会学的意義

わが国における核兵器禁止運動の大衆的高揚は、1954年3月1日のビキニ水爆実験と第五福龍丸の被爆¹⁾、「死の灰」の脅威とそれにたいする全国民的な怒りの爆発にはじまる。はやくも同年3月、全国地域婦人団体連絡協議会（全地婦連）、主婦連、生協婦人部が連名して、原水爆禁止の決議を發表し、また広島県地域婦人団体連絡協議会（広島県婦協）などが中心になって「原水爆禁止広島市民大会」（5月15日）を開催し、「原子兵器の製造、使用、実験の禁止」をもとめる大会宣言を採択した。同じころ、「水爆禁止署名運動杉並協議会」が全国に署名運動をよびかけ、広島県PTA連合会が全国PTA大会をうごかし、さらに6月、広島県婦協が全地婦連大会に提案して、原水爆禁止署名運動は、急速に全国にひろがった²⁾。そして、この運動は、組織的には、同年8月8日、「原水爆禁止署名運動全国協議会」の結成となり、その後、1年を経過した1955年8月までに、3,040万4,980の署名をあつめ、第1回原水爆禁止世界大会の開催にまで発展した。

この運動は、その共通せる署名用紙の「人類の生存と平和のために原爆水爆の使用を禁止すべきである」というただ一つの要求の実現をめざして、全国あらゆる地域において多数の大衆の意思がまさに“草の根”のレベルで組織された運動であって、量的にみても、わが国の社会運動史上、最大の運動の一つであったといえることができる³⁾。

ここで、われわれは、その後の核兵器禁止運動の発展と困難、不幸な分裂の歴史については、立ち入らない。だが、その後、20余年をへて、1977年から78年にかけて、核兵器禁止運動は2度目の大衆的高揚をみた。すなわち、1977年夏に予定されたNGO主催「被爆問題国際シンポジウム」をまえにして、同年2月、その成功のための統一を訴える「広島・長崎アピール」が上代たの、中野好夫、藤井日達、三宅泰雄、吉野源三郎の5氏によって發表された。つづいて、3月1日、ビキニ・デーにあたり、宗教団体を中心に統一への努力がおこなわれ、3月17日には総評と共産党による原水爆禁止運動の統一の合意がなり、4月9日には、全地婦連と日本青年団協議会（日青協）が統一を訴える声明を發表した。統一をもとめる世論のこうした発展をふまえて、5月19日、原水協理事長・草野信男氏と原水禁代表委員・森滝市郎氏による「統一合意

書」が調印され、6月13日に、「原水爆禁止統一実行委員会」が結成された。このような努力をつうじて、7-8月、NGO主催のシンポジウムが成功裡にひらかれ、ひきつづき、14年ぶりに統一が回復されて、「1977年原水爆禁止世界大会」が開催された。

こうした運動の高揚をふまえて、国連軍備撤廃特別総会（1978年5-6月）をめざして、1977年11月、「国連に核兵器完全禁止を要請する署名運動推進連絡会議」が結成され、3,500万人以上の署名をあとめることを目標として、全国的に統一した署名運動がはじめられた。それは、目標に達しなかったとはいえ、1977年11月から78年5月までというきわめて短い期間に、2,017万8,453の署名をあとめた。そして、国民の各界を代表する502名の代表団は、12トンにおよぶこの署名をニューヨークにとどけ、78年5月30日、ワルトハイム国連事務総長に正式に提出したのであった。

この署名運動は、(1)その統一された目標⁴⁾、(2)参加した団体の多様さ⁵⁾、(3)署名した大衆の数の大きさ、(4)国際的な世論にたいする影響力の大きさなどの点からみて、1954-55年の高揚にまさるとも劣らぬ意義をもつ画期的な大衆運動であって、核兵器禁止運動の特徴をもっとも典型的にあらわす運動であった。この運動においては、多くの組織が、統一して合意した署名をあとめるという目的で、それぞれ独自性を発揮しつつ、全力をあげて、それぞれの組織の大衆に訴えた。そのかぎりでは、この運動をつうじて、それぞれの組織の特徴、実態、力量がもっとも典型的にあらわれたわけであって、わが国の核兵器禁止運動の実態を社会学的に研究するうえで、この署名運動はきわめて適切な事例を提供するものである。

2. 地域婦人会の運動の社会学的研究の意義

この1977-78年の国連への要請署名運動においては、単位全国組織のうちでは、全地婦連が、532万3,352というもっとも多く署名をあとめた。全体の2,017万8,453のうち、実に26.4%をあとめたのである。もちろん、このことは、より少ない署名をあとめた他の組織の意義を小さくするものではけっしてなく、また、われわれは、署名数の多寡によって、いろいろの組織の実態を論ずるものではないし、その能力も資格もない。

しかし、全地婦連は、(1)前述のように、1954-55年の署名運動において先駆的な役

割をはたし、その後も、原水爆禁止を要求しつづけてきており、(2) 1977年の統一に大きな役割をはたし、(3)約650万人の会員をもち、わが国有数の大衆団体であり、(4)その会員の圧倒的多数は主婦であり、地域とむすびついた市民の生活と意識と組織状態をもっとも一般的に代表しているといえる。これらの点で、わが国の核兵器禁止運動の実態を社会学的に研究するにあたっては、全地婦連はもっとも典型的な組織の一つであり、また全地婦連傘下の地域婦人会の組織の実態を研究することは、核兵器禁止運動に参加する他の組織にとっても示唆するところが少なくないであろう。

いうまでもなく、全地婦連といっても、単純ではない。それは、組織的レベルでは、(1)全国連絡協議会レベル、(2)都道府県連合会レベル、(3)郡市連合婦人会レベル、(4)単位婦人会（校区、地区、町）レベル、(5)支部婦人会（部落、町内会）レベルというふうに、区別される。また、それぞれが、(1)歴史的経過と運動の経験をもっており、(2)社会教育関係団体として、行政機関（自治体）と関係し、(3)地域の他の組織とも関係し、浸透しあっている。そして、それぞれの内部においては、役員—中間層—一般会員という関係ないし矛盾（もちろん、敵対的矛盾ではない）が存在している。

では、それらの実態は、どのようなものであろうか。

われわれは、これらのことを解明するために、全地婦連の構成団体の一つとしての広島市婦人団体連絡協議会（市婦協）⁶⁾に限定して、その傘下の地域婦人会について調査をおこなった。もちろん、われわれの調査は、全地婦連の運動についても、全体としての核兵器禁止運動についても、そのきわめて小さな一部分をとらえたにすぎず、今後、他の地域や他の組織についての調査によっておぎなわれなければならない。とはいえ、われわれの調査は、のちにもみるように、この運動の実態について一つの典型をあきらかにし、また今後の運動のあり方についてもいくつかの教訓を示唆しているといえるのであろう。

1) 実際は、「死の灰」を浴びた船舶は、日本政府の公表によっても、683隻の多数に達した。三宅泰雄，他監修『ビキニ水爆被災資料集』1976年，東京大学出版会，210ページ。

2) 一般に、当時の原水爆禁止署名運動は杉並区の婦人たちによってはじめられたといわれる。もちろん、「杉並協議会」の大きな役割は記録されなければならないが、広島県婦協，全地婦連の先駆的役割も、事実の問題として、記録されなければならない。北西允「原水爆運動の略史と問題点」（森利一，山田浩編『平和学講義』1980年，勁草書房）参照。

- 3) くわしくは、前掲『ビキニ水爆被災資料集』（第3篇，第2章）参照。同書は、1954 - 55年の原水爆禁止運動の国民的高揚についてのきわめて貴重かつ包括的な資料集になっており、有益である。
- 4) この署名用紙に記載された文章はきわめて重要であるので、つぎにその全文を記録しておきたい。

「**国連に核兵器完全禁示を要請する署名**

ワルトハイム事務総長様

再びヒバクシャをつくらないために、核兵器のない平和な世界をつくるために、私たちは次のことを国連に要請します。

1. 広島・長崎の原爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを世界の人びとに知らせること。
 1. 核兵器を使うことは人道に反する犯罪として禁止すること。
 1. 世界軍縮会議を開き、1日も早く核兵器の実験、使用、製造、貯蔵、拡散、配備を全面的に禁止する条約をつくること。」
- 5) その主要なものは、つぎのとおりである。

〈被爆者団体〉日本被団協

〈平和団体〉原水協，原水禁，平和委員会

〈婦人団体〉全地婦連，新日本婦人の会，草の実会，母親大会連絡会，婦人国際平和自由連盟，
婦人民主クラブ再建連絡会，婦団連

〈労働組合〉総評，同盟，中立労連，新産別，日教組，全通，全日自労，国公労連，出版労連，
日高教，新聞労連，民放労連，全労働，等

〈青年団体〉日青協，全学連，全寮連，大学生協連，民青，等

〈消費者団体〉日生協

〈商工団体〉全商連

〈宗教団体〉NGO宗教者連絡会議，日本山妙法寺，宗平協，等

〈専門職団体〉日本科学者会議，民医連，自由法曹団，等

〈国際友好団体〉世界連邦建設同盟，AA連帯委，等

- 6) いうまでもなく、広島市婦協は全地婦連の加盟組織であるが、のちにのべる理由によって、広島市婦協があつめた署名は、全地婦連のそれにふくまれていないことをことわっておきたい。

Ⅲ 地域婦人会とその核兵器禁止署名運動

1. 調査の視点と調査対象の概要

(1) 地域婦人会の日常的活動の意義

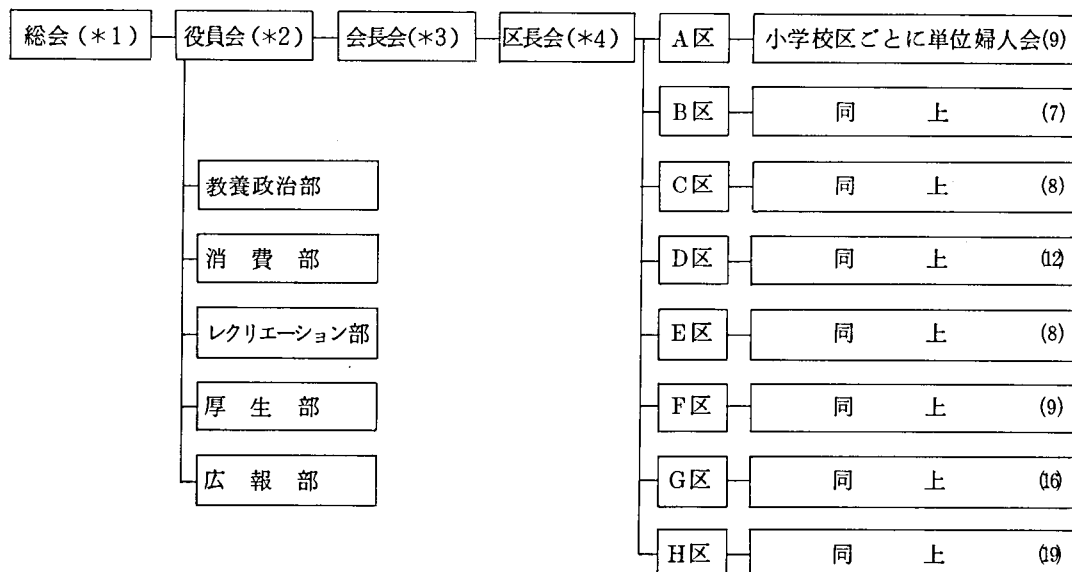
さて、地域婦人会は、「既存の地域組織」として地域住民と町内会・自治会とを媒介する性・年齢別集団という性格をもっており、その日常的活動の内容は、地域住民生活にかかわる多様な機能を遂行するという点に特徴がある¹⁾。こうした多機能性を特徴とする伝統的な地域組織の1つである地域婦人会が、一時的かつ短期的な核兵器禁止署名運動の取り組みにさいして発揮した力およびその取り組み方法は、彼女らの日常活動のあり方と密接に関連している。したがって、われわれは、この署名運動の実態をそれ自体として、単独にとりあげる立場をとらず、あくまでも地域婦人会の日常的な組織実態との関連でとらえる方法をとった。すなわち、各々の地域婦人会がいかにしてみずからの日常活動の中にこの署名運動を位置づけたのか、その日常活動において保持されている組織構造上の特性が署名運動をいかに規定したのかという点で、この署名運動に集約された地域婦人会の運動構造の内実をあきらかにしようとした。このような視角からアプローチすることによって、あつめられた署名のもつ意味と性格があきらかになるであろう。また、核兵器禁止運動を中心的な課題としていないいわゆる市民団体、とくに全地婦連をはじめとして日青協、老人クラブ連合会等の地域組織の参加・結集による大衆的平和運動が、より発展していくうえでの手がかりがあたえられると考えたのである。

(2) 広島市婦協の組織構成

周知のように、全地婦連組織の特徴は、全国各地の地域婦人会を基礎単位とし、このうえに郡・市連合体と都道府県連合体がつみあげられた、ピラミッド型の構成をとるという点にある。われわれが対象としてとりあげる広島市婦協は、小学校区を単位とする地域婦人会の連絡協議会として、1949年に結成されている。図1にみるごとく、市婦協における最高意志決定機関は年1回の総会（各単位婦人会長により構成される）であり、日常的運営は、各種専門部を包摂する役員会においてなされる。そして、ほぼ月1回の頻度でひらかれる会長会において、市婦協全体としての個々の日常的諸活動の方針が決定され、各々の地域婦人会におろされ具体化がは

かられる。つまり実質的には、この会長会が、地域婦人会と市婦協とをつなぐ結節点としての位置を占めている。のちにふれるが、核兵器禁止署名運動も、この会長会において取り組みの決定がなされ、各单位婦人会におろされている。

図1 広島市婦人団体連絡協議会の組織構成



- (*1) 最高議決機関。単位婦人会会長により構成される。
- (*2) 事業計画, 予算審議, 会長(1名), 副会長(4名)
運営委員(各区長, 副区長), 各専門部長5名。
- (*3) 連絡情報交換, 単位婦人会会長。
- (*4) " " , 各区単位婦人会会長。

なお図1にある8つの区婦人会は、広島市の政令指定都市への昇格の段階での区制に対応して活動しようとする意図から、予備的にもうけられたものであるが、政令市への移行を目前にひかえた1979年度においても、一事例を除いて、区婦人会としての独自性を生かした活動は充分におこなわれているとはいえなかった。また、1978年における会員総数は、43,049名であり、これは広島市の婦人有権者数の14.1%に相当する。1971年以降の広島市による近隣町村の合併推進にともない、新たに合併された新市域の婦人会の市婦協加盟もすすめられている。したがって、今日の市婦協には、旧市域と新市域の婦人会が共存している。

(3) 調査方法と調査対象の特徴

以下の立論の基礎とするのは、広島市地域婦人会実態調査(1979年12月実施)か

ら得られた資料のうちの一部である。調査対象は、前述の核兵器禁止署名運動がおこなわれた1977年度に広島市婦協に加盟していた90の単位婦人会の中から、広島市の地域特性を考慮して選んだ29の婦人会の会長である。ただし、このうち3ケースは、会長調査不能により副会長で補充した。調査方法は、調査票をもちいた面接調査法を採用した。会長（ないし副会長）を対象として選んだのは、いうまでもなく、彼女らが各々の地域婦人会の内部事情についてもっとも熟知しているリーダーとしての位置にあるからである。以上の資料のほかに、上部団体である市婦協、県婦協および全地婦連から得られた資料を参照した。

まずここで、われわれの得た29事例の地域婦人会について、簡単に説明をくわえておこう。表1からその結成年をみるならば、全国的には1945年から54年までに結成されたものが6割以上を占め、1965年以降、新たに結成された婦人会はきわめて少ない。広島市の場合も、ほぼ同様なことがいえる。すなわち、現在の婦人会のうち、51.7%は市婦協結成年度にあたる1949年までに結成されていたものである。1964年までに結成されたものをふくめると、敗戦後の20年間に結成された婦人会が、全体の約86%にもおよんでいる²⁾

このことは、今日の婦人会の大多数は、古い歴史をもつ婦人会によって占められており、新たな婦人会結成の動きが活発ではないことをしめしている。また、戦後まもなく結成された婦人会は、地域在住の家庭婦人を網羅的に組織する全戸加入制を旨としていたが、最近誕生した婦人会は、むしろ任意加入というかたちの小規模な有志組織としてスタートしている。

婦人会の規模は表2に示したように、100人規模から2,200人規模にいたるまで大小さまざまである。

表1 婦人会の結成年

年 度	計(構成比)	全国構成比
1945～49年	15 (51.7) %	43.7 %
1950～54年	5 (17.2)	21.2
1955～64年	5 (17.2)	10.1
1965～74年	2 (6.9)	6.1
1975～79年	1 (3.5)	
不 明	1 (3.5)	18.9

- (1) 実態調査による。以下、とくにことわりのない場合は同様。
 (2) 全国の数値は、全地婦連「地域婦人会を育てるため」1977年、8ページより(総数1,205)。

表2 婦人会の規模

規 模	計(構成比)
100～499人	16 (55.1%)
500～999人	6 (20.7%)
1000～1999人	6 (20.7%)
2000人以上	1 (3.5%)

のちにみるように、規模の大小に応じて運営方法は異なっている。

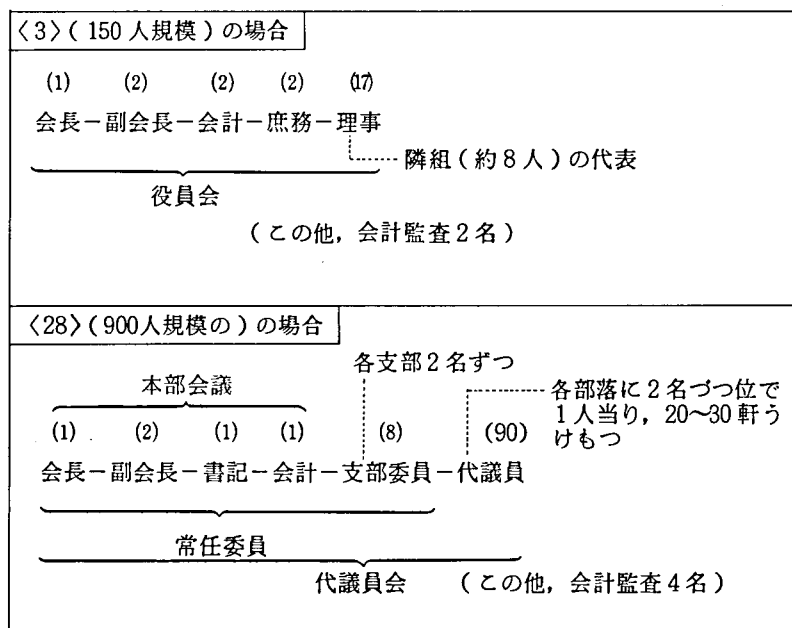
2. 地域婦人会の組織実態

ここで、地域婦人会の組織実態の一端を考察したい。まず、組織構成と財源からこの組織の基本的骨格と運営のしくみとおさえ、つぎに活動内容の内実をあきらかにすることを通して、組織の特徴と性格および課題となる問題点を考察してゆく。なお、以下の叙述においては、各地域婦人会を番号であらわし、〈 〉内の数字でしめすものとする（〈1〉は地域婦人会〈1〉をあらわす）。

(1) 組織構成

まず、地域婦人会組織の内部構成をおおまかに把握しておこう。この組織に特徴的な点は、10戸から20戸前後の地域組織を最末端の単位としてつみあげられたピラミッド型構成をとっている点である。役員構成は図2にかかげた事例にみるように、規模に応じて多少の差異がみられるが、おおむねつぎの2つの役員層に分かれている。まず会長、副会長、会計、書記などからなる幹部的役員層である。その下に、通常、班ないし組と呼ばれる地域組織単位から選出される一般役員層がいる。婦人

図2 婦人会の役員構成



※ ()の数字は人数をさす。

会〈3〉のようにこの両者とともに、地域婦人会の意思決定機関としての役員会に包摂している婦人会もある。〈28〉のような900名規模の婦人会では、4支部にわかかれており、正・副会長、書記、会計からなる本部会議とこれに支部委員会を含めた常任委員会において日常的運営がは

かられている。このように大規模婦人会では、幹部的役員層によって運営がなされている。役員会がひらかれる頻度は、76%の婦人会において年間10～12回となっている。これは前述の市婦協会長会の頻度にほぼ対応している。すなわち大半の婦人会において、会長会できめられたことが、ただちに地域婦人会におろされるしくみとなっている。近年の主婦の賃労働者化傾向の増大にともなって役員会の出席率が低くなりがちであるため、役員会が夜ひらかれるところが増加している。また農村部をかかえる地域では、農繁期には活動を休むなどというかたちで、工夫がなされている。

一般役員の選出方法では、くじびき方式あるいはもちまわり当番制をとる婦人会が多く、またその任期は1年ないし2年となっている。

地縁結合にもとづく地域婦人会組織にとって、この一般役員の役割は、非常に重要である。表3は、婦人会における決定事項の主な伝達方法をみたものである。これによれば、1人1人の会員にプリントを配布する方法をとるのは、わずか4ケース(約14%)のみである。その大半では、地域連絡網を通じた回覧板による方法か、あるいは一般役員が戸別に口頭で伝達する方法がとられている。回覧板を班から班へ中継したり、戸別訪問によって伝達する仕事、またプリント配布などは、役員の肩にかかっており、役員によるこの役割遂行が欠けることは、地域婦人会の血脈がとぎれることに等しいといえよう。したがって当然のことながら、役員会での決定事項が一般役員に十分に認識されなければならない、その意味で役員会での議論の質と伝達内容の徹底の仕方が問題となってくる。地域婦人会<25>は、役員会の内容伝達を徹底するために、「役員会にはかならずノートと鉛筆を持参させ、1人1人を訪問して伝える」よう、役員を指導しているという。また<22>においては、事業収入の獲得と伝達のための手段とが、みごとに組み合わせられている。のちにもふれるが、ここでは、地域の電気料金徴収を役員が担当し、その手数料が婦人会財政に組み入れられている。役員による電気料金徴収のためのこの戸別訪問が、同時に、会員への口頭伝達の好機となる。このような緊密なフェイス・トゥ・フェイスの伝達体制がとられているのは、全体のうちでごくわずかな

表3 婦人会の重要事項の伝達方法

伝達方法	計(構成比)
回覧板	15*(51.7%)
口頭	7(24.1%)
プリント配布	4(13.8%)
電話	3(10.4%)

*うち2ケースは回覧板と「寄り合い」を組み合わせている。

事例にかぎられているが、地域組織のモチ味がもっともよく発揮されている事例として注目したい。

こうした伝達のほか、一般役員は、みずから責任を負う単位（班ないし組）において、年1回の会費を徴収する役割、および行事にさいして参加者を組織する役割を負っている。彼女らが日常的にいかに行動し、いかにきめこまかに役割を遂行するかどうかによって、地域婦人会の活力が規定されるといってもけっして過言ではない。彼女らは、まさに、最末端の「実働部隊」として組織をささえる役割を負っている。なお表3にしめした「回覧板プラス寄り」という2ケースでは、必要に応じて班ないし組の「寄り」をひらいて伝達するという方法をとっている。のちに検討する婦人会の活動のあり方をみても、班ないし組という地縁組織を単位とする独自の集まりや活動は、ほとんどみられない。この2ケースにおいては、いずれも、伝達のための「寄り」であるにすぎないことから、末端の地縁組織が独自性をもつ小集団としては、まったくといっていいほど機能していないことが知られよう。すなわち、この末端組織は、単に伝達のために便宜的に分けられた単位であるにすぎないとみることができる。

最後に、地域婦人会の最高意思決定機関としての総会についてみよう。総会を年に1回開催しているのは29ケース中22ケースとなっている。2年ないし5年に1回程度が6ケース、総会はひらかないとするところが1ケースとなっている。すなわち大半が、会計年度に対応して年1回ずつ開催している。ただし会員の出席状態は、かならずしもいいとはいえない。表4は不明を除く21ケースについての出席率をみたものであるが、これによれば、出席率のもっとも高い〈8〉において60～65%、ついで〈26〉が50%となっているが、このほかのほとんどの婦人会では定員数の5割をはるかに割っており、しかも出席者の大半が役員層によって占められているという現状である。そもそも総会は、新年度の会長をはじめとする幹部的役員を選出と決算報告、事業方針の決定などを基本的目的としているが、レクリエーション的機能もそこに織りこまれている。つまり花見、ハイキング、新年宴会等を総会と兼ねている婦人会が多くみられる。また、出席率を高めるために記念品が出され

表4 婦人会の総会出席状況

事例No.	出席率*1)
〈1〉	10～15%
〈2〉	30%
〈3〉	47%
〈6〉	39%
〈7〉	5%
〈8〉	60～65%
〈9〉	25%
〈10〉	12～13%
〈14〉	29%
〈15〉	17%
〈16〉	10～20%
〈18〉	27～36%
〈19〉	38～45%
〈21〉	36～41%
〈22〉	42%
〈23〉	17%
〈24〉	15%
〈25〉	29～33%
〈26〉	50%
〈27〉	19～21%
〈28〉	22%

*1) 総会の定員数に対する出席人員数の比率を示す(%)。

*2) 不明8ケースを除く。

ている。〈28〉によれば「村時代は総会で余興したり楽しかったので、会員がたくさん集まったものだ。今は皆が忙しくなっていて、総会を開いてもまるで役員会のようだ」と語っている。総会をもたない事例においては、「総会をひらいても低調なのでとりやめにした」(〈4〉)としている。このようなレクリエーション機能を包摂する総会がもはや会員をひきつけるものではなくなっている点に、地域婦人会の直面している問題点があらわれていると思われる。

(2) 財源

地域婦人会ををささえる主な財源は、つぎの3つのものである。第一は、社会教育関係団体としての補助金であるが、これは1人当りに換算すると70円(1979年度)である。このうち、市婦協に会費として50円を上納するから、つごう20円が婦人會に残る計算となる。第二の財源は、会員から徴収する会費である。中にはこの会費を徴収せずに、町内会からの補助金でまかなっている事例もある。しかし、これは例外的な事例(2ケースのみ)であり、大多数の婦人會では会員からの会費を1つの財源にしている。金額は年間最低100円、最高600円となっており、200円から240円のところに集中している。会費がこのように非常に安いこともあって、会費の納入状態はどこでも100%となっている。

第三の財源は、事業収入である。補助金会費だけで財源をまかなうことが困難であるため、29ケースのうち19ケースにおいて事業収益の確保がなされている。表5は、事業収入の詳細について知り得た15ケースの事業内容と金額をかかげたものである。これによれば、物品販売、日赤社資募金、国民保険・年金、電気料金徴収による手数料等のさまざまな種類が組み合わせられている。これらの仕事は、一般役員の肩にかかってくる。前述の、役員と会員との接触の機会ともなる電気料金の徴収は、〈22〉

表5 婦人會の事業収入の内容(1978年度)

事例番号	事業内容	金額 (構成比*)	
		万円	%
〈3〉	バザー, 物品販売	6~7	(31.7)
〈7〉	物品販売, 日赤募金事務手数料	5	(4.8)
〈8〉	〃, 〃	25	(42.6)
〈10〉	簡易保険手数料	3	(-)
〈14〉	物品販売, 日赤募金事務手数料	10	(18.4)
〈16〉	〃, 〃	4	(-)
〈18〉	〃, 電気料金・電話帳配 布手数料	130	(86.8)
〈19〉	物品販売, 貸衣裳	22	(61.9)
〈22〉	〃, 電気料金, 国民年金 手数料	106	(84.5)
〈23〉	簡易保険, 日赤募金, 国民年金 手数料	133	(64.5)
〈24〉	簡易保険, 火災保険手数料	58	(48.5)
〈25〉	物品販売, 国民保険, 年金手数料, 団体貯金手数料	34	(-)
〈26〉	簡易保険, 国民年金手数料, 物 品販売	34	(54.2)
〈27〉	簡易保険手数料	5	(31.0)
〈28〉	国民年金, 日赤募金事務手数料, 貸衣裳	56	(55.6)

* () 内の数字は決算収入額のうちで、事業収入の占める比率を示している。ただし決算収入額は、前年度よりの繰入金を含まない。() は不明。

のほかに〈18〉でもおこなっているが、これは月1回と頻度も高く、役員にとってもっとも負担の大きい事業であるといえる。〈22〉においても、これを開始した6年前には役員から苦情が出たというが、若い役員層を中心に今日までつづけられている。このような大きな労力を役員に強いる事業収入を積極的に確保するためには、これをこなす力量、すなわち一般役員層の活動力を組織しなければならない。

事業収入の開拓が必要とされるのは、そもそも会費収入が少ないことに由来している。全地婦連は、補助金収入や寄付金収入はもとより、事業収入に依存する構造を好ましくないとし、むしろ会費収入が財源の主要な柱になることが「健全財政」につながるという立場をとっている³⁾。このことは、会費値上げが地域婦人会の大きな課題となっていることをしめしている。しかし、会費を上げることが会員減につながるという危惧から、会費は現状のように低くおさえられている。他方、事業収益を拡大しようとするれば、それは役員の負担増につながる。のちにふれるが、役員となることを避けるための脱会者が生まれた〈9〉では、役員負担の軽減のための措置が活動の停滞、会員減に拍車をかける要因となっている。財政規模が小さければそれだけ、婦人会活動が制約されざるをえない。それは、たとえば「機関紙を発行したいが財政的にできず」回覧板を伝達手段とせざるをえない(〈6〉)という現れ方をしている。会費がきわめて安価であることは、のちにもみる「おつきあいで」という気持ちから加入する会員を広範に組織できることにもなるわけであるが、婦人会活動を育てる方向でこの財源問題は検討される必要があるといえよう。

(3) 活動の内容と構造

つぎに活動内容をあきらかにしておこう。表6にかかげた3事例からあきらかなように、婦人会独自で取り組む行事がその中心的内容をなすが、このほかに、地域内の他団体主催の行事に参加・協力する活動も、少なくない比重を占めている。この両者について、それぞれの内容をみよう。

独自活動は、主として、第一に旅行、ハイキング、第二に料理、手芸、民謡、ヨガ等の講習会、第三に学習的要素をもつ講習会などからなる。第一の旅行、ハイキングは、婦人会財政からの若干の補助と会員の積み立て金などからまかなわれており、もっとも人気の高い行事である。この旅行には、し尿処理施設、工場などの社会見学も含まれる。第二の料理等の講習会に関連して、常設の各種婦人教室を地域

表6 婦人会の主な行事・活動内容例

	独自の行事	他団体の行事への参加・協力
<7> (1200人) 1978年度	5月 敬老会主催 (-) 6月 浄水場見学 (10人) 総会 (87人) 9月 洋風料理講習会 (35人) 養老院慰問 (50人) 10月 講習会 (45人) 日本料理講習会 (-) 生花講習会 (-) 11月 旅行 (131人) 料理講習会 (-) 12月 おせち料理講習会 (35人) 1月 新年互礼会 (117人) 2月 ダンス教室 (-) 料理講習会 (-)	9月 交通安全パレード (5人) 交通安全推進大会 (10人) 10月 赤い羽根募金 (10人) 神社秋季祭参加協力 (-) 防犯大会 (-)
<23> (1500人) 1977年度	4月 総会 (250人) 5月 バレー教室 (38人) 清掃工場見学 (40人) 6月 和食マナー勉強会 (60人) 7月 県外研修会 (52人) 8月 講演会「食品公害について」(-) 10月 修道院慰問(幹部のみ) (-) 11月 日帰り旅行(社会見学) (271人) し尿処理場見学 (40人) 12月 料理講習会 (70人) 2月 講演会「日本女性と国際文化社会」 (100人) 3月 料理講習会 (60人) 老人ホーム慰問 (60人)	5月 子宮がん検診協力 7月 町民パレード(社会を明るくする運 動) (40人) 9月 自衛隊盆踊協力 (120人) 敬老会協力 (13人) 10月 町民運動会 踊り出場 (126人) 競技参加 (70人) 接待・受付手伝 (15人) 自衛隊記念行事参加 (40人) 11月 税についての懇談会(税務所) (-) 12月 体力テスト(町体協) (30人) 1月 消防出初式参加 (14人)
<22> (240人) 1977年度	5月 料理講習会 (20~30人) 6月 講習会(家庭看護法) (10人) 7月 社会見学(植物公園) (-) 8月 料理講習会 (20~30人) 9月 " (20~30人) 10月 施設慰問 (2人) 電気教室 (-) 11月 料理講習会 (20~30人) 施設慰問 (-) 12月 着付講習会 (-) 料理 " (20~30人) 1月 講習会「婦人のガンについて」(10人) 2月 料理講習会 (20~30人) 役員旅行 (20人) 春まき野菜講習会 (-) 3月 料理講習会 (20~30人) 4月 総会 (100人)	4月 婦人と警察との連絡協議会 (-) 町民体育祭 (全員) 5月 中国電力懇談会参加 (2人) 7月 街頭パレード(青少年健全育成) (-) 8月 地区盆踊 (-) 9月 敬老会手伝 (23人) 11月 座談会(税務所) (-)

* ()内の数字は参加人員数を示す。(-)は参加人数不明。

婦人会が主催しているものが、29ケース中15ケースにもおよぶ。そこでは茶道、華道、詩吟、着物着付、ダンス教室等にいたるまで、会員の要望にそって多彩なグループ活動が展開されている。こうした常設の婦人教室をもたない婦人会の場合にも、この種の生活拡充的要素の強い取り組みは活発である。どの婦人会においても、料理講習会を年に1、2回、多いところでは7回も企画している。第三に、各分野の専門家を招いての講演会では、婦人の生活に身近かな問題から法律・経済問題にいたるまでの、巾広い話題が選ばれている。そこでとりあげられる話題をあげてみると、健康問題（「家庭看護法」「成人病と予防」等）、家事・家庭管理問題（「台所と衛生」「食品公害」「省エネルギーの話」等）、教育問題（「幼児のしつけ」「青少年の非行防止」等）、婦人問題（「主婦の生甲斐」「家庭婦人のあり方」等）、法律・経済問題（「暮らしと法律」「税について」「不確実性の時代と日本」等）など、豊富な内容となっている。ただし、講演会がもたれる回数は年1回から2回となっており、料理講習会ほどには活発ではない。

以上のように婦人会においては、婦人のレクリエーション、趣味活動の機会や知識・教養を身につける場が、巾広くもうけられている。このほか、不用品交換バザーなどの生活防衛的要素をもつ催しや、老人・身障者施設の慰問などの取り組みもみられる。もちろん婦人会ごとにその活動内容には差異があるが、すべての婦人会が例外なく取り組んでいるのは、料理講習会と旅行であり、これ以外のものをまったくおこなわない婦人会もある。したがって概していえば、婦人の生活拡充要求を満たす行事が中心的内容をなしている。またこれらの活動が昼間におこなわれるため、労働婦人層や乳幼児をかかえる若手層の参加は困難である。したがって婦人会の取り組むこれらの諸行事は、主要には、地域内の子育てからある程度解放された無業の主婦層にたいして、生活拡充的活動への参加機会を提供する機能を果たすものであるといえよう。

ところで、こうした独自活動のほかに、地域内諸団体や諸機関のもつ行事に参加、協力するという活動がある。その中でもっとも大きなものは、町民運動会や盆踊り大会、神社祭等にさいして、参加者の動員や手伝いをするることである。たとえば表6にかかげた〈23〉では、町民運動会において、婦人会から多数の踊り、競技の参加者、接待、受付けの手伝い等を動員させている。また、地域の敬老会の催しに、踊

りなどで出演したり、記念品代をもつというかたちでの協力もおこなわれている。中には、敬老会を主催し、すべての責任を負っている婦人会もある。このような地域住民の親睦・レクリエーション行事を中心として、町内会・自治会の下請け的な活動がおこなわれており、このほか、婦人層を対象とした行政補完的な機能を果たすもの（保健所の健康相談や子宮ガン検診などの窓口としての活動等）も含まれている⁴⁾。

以上のように、地域婦人会活動は、婦人の生活拡充の場を提供することを主体としながら、地域住民層の親睦・レクリエーション行事を支える世話役活動、行政補完的な機能を果たす活動等、包括的機能を果たしている。しかし、中心となるべき婦人会独自の活動への参加状況は、かならずしも良いとはいえない。表6の事例をみても、ほとんど会員数の1割未満の参加となっている。そのため、やむを得ず、行事にさいして役員に人数を割り合てておくとする婦人会が少なくない。〈27〉にあっては、「言いつ放しでは人があつまらないから、割り合てをしておく。料理講習会などの場合は全員に呼びかけるが、講演会のようなカタイもの場合は、役員30人とその他で来たい人10人というふうに動員する」という人集めの方法がとられている。婦人会行事がこのように低調となっている要因の一つとしては、婦人層の生活拡充活動の場が、婦人会以外の集団や諸機関によってあたえられる機会が多くなっていることが考えられる。すなわち新聞社等による文化教室、旅行会社のツアー募集など、比較的気楽に参加できる場があり、また「働いている人は職場単位に、それ以外の人でもPTAやその他のグループ別レクリエーションや旅行の機会が多くなっているので、婦人会活動の魅力が低下している」(〈17〉)のである。〈19〉、〈28〉も、婦人会活動が「めだたなくなってきた」と述べている。生活拡充活動やレクリエーション活動は、それ自体、婦人の社会活動の場をあたえるものとして重要な意義をもってはいるが、これに参加しうる層、そして参加を通じて直接のメリットをこうむりうる層はかぎられている。地域婦人会の組織特性を生かして、より多くの層が参加しうるような活動の開拓がもためられているといえよう。

(4) 地域婦人会の課題

以上のように、婦人会は、多様な機能を果たしている。この多機能性の遂行は、すでに考察してきたように、実働部隊としての一般役員層に負うところが大きい。

しかも大半の婦人会においてこの役員選出が、1年ないし2年交替のもちまわり制となっていることから、会員のほとんどが1度は役員として活躍する機会をもつことになる。したがって、行動力のある役員育成と組織化が、婦人会活動の生命線であるといっても過言ではないであろう。このことは、いうまでもなく、会員自体の活力が引き出されうるような活動の展開がもとめられていることを意味している。婦人会長のもつ悩みも、この点に集中している。表7は、婦人会長が日頃感じている問題点を整理したものであるが、これによれば、問題点はないとした会長は1名

表7 婦人会の問題点

問題点	計 (%)*
会員の気質の変化	15 (51.7%)
活動内容	15 (51.7%)
行事・会合への出席状態	13 (44.8%)
若い会員・後継者の獲得	9 (31.0%)
活動資金	1 (3.5%)
なし	1 (3.5%)

*複数回答も可とした。したがって()内の数字は、29ケース中の構成比を示す。

のみである。大半の会長は多くの悩みをもっているが、約5割前後の人びとが一樣に指摘したのは、「会員の気質の変化」(51.7%)、「活動内容」(51.7%)、「行事・会合への出席状態」(44.8%)、という3点にしばられる。これらの三大問題点は、相互に関連する内容である。すなわち会合・行事への参加状態をいま一步

改善するためには、会員の「気質」の変化に対応して、多数の会員をひきつけうる行事・活動内容を開拓していかなければならないわけであるが、そのためにはどんな活動をおこなっていくべきなのかという問題に集約される。

こうした悩みは、地域婦人会にかぎらず、他の組織におけるリーダー層がかかえているものでもあるといえよう。しかし、地域婦人会の組織特性から考えるならば、そこには深刻な側面がふくまれていると思われる。いうまでもなく地域婦人会は、地縁を唯一の絆として構成されており、多様な層の婦人が構成員となっている⁵⁾。

たとえば、会員の入会動機にも多様性がみられる。全地婦連のおこなった会員意識調査(1976年実施)によれば、表8にみるように、「おつきあいで」「全戸加入制となっているから」「無理に誘われて」という、いわば

表8 婦人会への入会動機(全国)

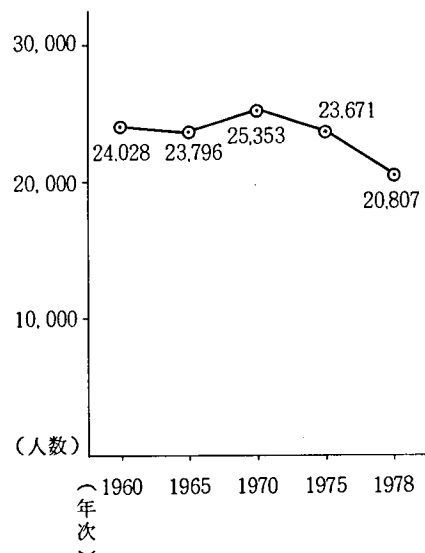
入会動機		構成比	
主 参 体 加 的 層	積極的に活動したかったから	4.2%	32.2%
	仲間がほしかったから	7.8%	
	会の目的や活動に賛同して	20.2%	
非 主 参 体 加 的 層	おつきあいで	32.6%	61.6%
	全戸加入制となっているから	25.1%	
	無理に誘われて	3.9%	
その他・不明		6.2%	

*全地婦連「地域婦人会を育てるために」1977年、139ページより作成。総数は1862名。

非主体的参加層と呼びうる人びとは、約61.6%にもものぼる。この層は、婦人会の地域における世話役活動の意義をそれなりにみとめ、そして前述のように会費が安いこともあって、消極的ながら入会した人びとであると推測される。これにたいして「積極的に活動したかったから」「仲間がほしかったから」「会の目的や活動に賛同して」という、なんらかの主体的動機から参加した人びとは、32.6%となっている。

このように、婦人会は、約6割の「おつきあい層」に依存していることになるが、リーダーたる会長自身、このための脆弱さを認識しつつある。さきに指摘した3大問題点の一つである「会員の気質の変化」は、この点をさしている。それは、「このごろの会員には奉仕的な気持ちがなく、自分にメリットがあれば参加するというだけだ」(〈15〉)、「お世話はしてほしいけれども、自分はめんどろを避けたいという会員がふえてきて、役員でなにかやろうという活力をもつ人が少なくなっている」(〈19〉)、「隣の人も知らないという雰囲気が強くなってきているから、役員でも『しようがないから行事に出る』という」(〈19〉)というものである。すでに「おつきあい」のための「奉仕」に依存するだけでは、会の運営が維持されえなくなっているのである。「おつきあい」に埋もれていた婦人会員の、いわば自立化現象は、会員の減少傾向となってあらわれはじめているといえる。図3は、市婦協がデータを保存していた旧市域婦人会における会員数の推移をしめしたものであるが、あきらかに1970年以降、会員数は減少方向にむかいつつある。もっともドラスチックな会員減を体験した〈9〉にあっては、1977年から79年の間に300名から200名へと激減している。ここでは、役員をやりたくないがための脱会者があらわれたことから、役員負担を軽減するため、事業収入を得る取り組みを大幅に縮小した。ところがこれが財源難を生み、諸行事の縮小を余儀なくさせ、このことが会員の減少に拍車をかけることになったという。こうした深刻な縮小再生産に陥った〈9〉のような事例が現に存在するということは、ゲ

図3 旧市域婦人会員数の推移



マインシャフト的「おつきあい層」に依存することはもはやできないこと、主体的に参加する会員層の活力をひき出し、充実感をもたせるような活動なしには、婦人会の発展が困難であることを物語っている。

われわれの調査事例の中には、「仕事をやることで過重になるとかえってつぶれる」(〈14〉)、「会員は必要性を感じていないようだ。最近では低調になっているが、現状維持にとどまる」(〈4〉)とする婦人会長もいる。しかし、婦人会活動の新たな方向を模索する努力がおこなわれつつある事例も存在する。たとえば〈24〉は、年に1回、会員アンケート調査をおこない、率直な批判や要望をひき出すことにつとめている。〈26〉は、会員の要求を汲み取るために、総会場でまず組ごとに話しあいをおこない、その上で全体の要求をつきあわせて行事方針を決定するというシステムをとりいれている。そしてさらに会員拡大をはかるため、毎年5月を「会員募集期間」として設定し、役員が自分の力で会員を1人ずつふやすという努力をつみかさねている。いまだに端緒的な段階ではあるが、地域婦人層の多様な要求にこたえうる活動をもとめて、なによりも、会員の下からの要求の掘りおこしに着手しはじめているこれらの事例は、地域婦人会活動の今後を展望するうえで、有意味な方向をさししめすものであるといえよう。

3. 地域婦人会の核兵器禁止署名運動

以上の分析を前提として、地域婦人会の核兵器禁止署名運動の実態をみよう。そこでまずはじめに、広島市婦協レベルにおける運動への参加の仕方、その決定過程について簡単にみておこう。

(1) 広島市婦協の取り組みの経過

広島市婦協による署名運動への取り組みは、1978年3月の会長会において決定された。この取り組みにあたって、広島市婦協は、全地婦連の呼びかけに直接こたえるというかたちをとらずに、広島平和文化センター(財団法人)の主唱で結成された「国連軍縮特別総会へ署名を送る広島県・市民の会」に参加し、この呼びかけ団体の1つとして行動している。したがって、ここで用いられた署名用紙は、国連署名推進会議の統一用式のものではなく、この「送る会」独自のものであった。つまり市婦協のこの運動への参加は、上部団体とのタテのつながりにおいてではなく、ヨコの地域組織に自主的にくわわるというかたちをとった。この「送る会」では、広

島市長をはじめとする国連への代表派遣がめざされていたが、市婦協は独自の代表派遣をおこなわずに署名を市長に託するという位置づけから、カンパ活動は実施していない。のちにもふれるが、この「市長が国連に署名をもっていく」ことが、市婦協の取り組みのいわば旗印であったとみられる。中学校PTA連、市青連、YMCA、仏教会、老人クラブ連合会などとともに「送る会」に参加した市婦協は、他団体に先がけて取り組みを開始している。

当時の市婦協会長によれば、「平和運動がしばらくとだえていたことから、第一歩のつもりで署名運動への参加を決定した」という。たしかに、1962年以降、市婦協のこの分野の活動は、ほとんど皆無に等しい。1977年からは、全地婦連の動きに対応して原水禁世界大会へ代表を派遣するにいたっているが、この、ふたたび世界大会に参加する意義をめぐる十分な議論はなされないまま、各地域婦人会の「自由参加」というかたちにまかされている。しかし、平和運動に戦前一貫して力を注いできた2人の単位婦人会長による熱心な働きかけによって、1979年には、市婦協全体の中で約67%の婦人会が、各々1、2名の代表を派遣するにいたっている。われわれの事例の中でも、代表を派遣した婦人会数は69%であった。

市婦協にとっては、この核兵器禁止署名運動は、長期の空白期ののちの平和運動への復帰の意味からも、また運動の規模の大きさからも、ここ数年来ではじめての画期的な運動であったといえる。したがって、会長会において決定にこぎつけるまでには、かなりの討議を必要としていた。ここで展開された議論の内容は、この署名運動それ自身をめぐるものというよりは、平和運動への地域婦人会の復帰そのものの当否を問うという性格がつよかった。われわれが会長会の模様を聞き取った中でもっともつよい意見は、平和運動はそもそも革新政党系に属する運動であって、「そんなことを取り組めば、地域婦人会そのものが共産党かなんかだと思われるという危惧」(〈7〉、〈14〉、〈25〉)である。これについて、1962年当時の分裂のしこりから、いわば平和運動へのアレルギーとでもいうべき意識が各々の婦人会長の頭を占めていたことが、議論を難航させたもう1つの要因となっている。すなわち、「また政治団体に利用されるだけではないか」(〈16〉)、「また分裂にまきこまれるのではないか」(〈24〉)といった懸念がつよく表明された。しかし、最終的には、「今回は市長が国連にゆくので手ぶらでは…ということで、純粋な気持ちを署名にあらわ

してこれをもっていってもらおう」(〈8〉)という線で議論の収束をみたのであった。

平和運動を、特定の政治団体の運動と把握し、諸団体の紛争にはまきこまれたくないという意識は、原水禁運動の不幸な分裂によって各々の婦人会長がいだかせられたものであったと思われる。1960年代はじめまで各婦人会長はみずからも世界大会に参加しているが、そこでの体験はつぎのようなものであった。〈7〉「大会に出てみても、既成団体が騒ぐばかりでいやだ。自分のところの会員を大会に出したいとは思わない。」〈14〉「赤旗をふったりゼッケンをつけた人が多いので、原爆の日が来るのはいやだ。静かな祈りの日にできないものか。」〈29〉「それぞれの既成団体が勝手なことをしている感じがある。イデオロギーによる祭り騒ぎのようにも思う。」〈24〉「内情がわからないのに、動員ばかりがかかってくる。」まことに不幸な体験であったといわざるをえない。こうした体験が地域婦人会を平和運動から遠ざけており、また再復帰にさいしてもためらわせる結果となったことは、否定できない。しかし、この署名運動においては、「市長に純粋な平和を願う気持ちを託そう」という一点において、かろうじて意思統一ができたこと、さらに呼びかけ団体である「署名を送る会」が政治的には無党派に属するいわゆる市民団体から構成されていたことが、地域婦人会のこの運動への参加をうながすことになった。さきにものべたように、広島市婦協は、全地婦連と合流することなく、地域レベルの「送る会」に参加したわけであるが、全国規模で展開されたこの運動について、婦人会長はどのように認識していたのであろうか。全国的な運動の一環を担っていたという認識をもっていたのは15ケースであり、他の14ケースは「まったく知らなかった」という。「知っていた」とする15ケースにおいても、全国的運動の目標・運動のすすめ方について知り得ていたのは、ごくわずかのケースにとどまる。このことは、地域婦人会で実際の運動をすすめるリーダーである会長自身が、「純粋な平和を願う気持」をいかなるルートを通じて実現していくのか、そして国連軍備撤廃特別総会がいかなる機能を果たしうるのか、署名運動の意義はどこにあるのか等について正確な認識を培う場、あるいはニュース・ソースをもたなかったことを意味している。全地婦連自身は、その機関紙『全地婦連』（月1回発行）においてこの問題を何度か取り上げている。しかし、表9によれば『全地婦連』を購読しているのはわずか5ケースのみである。他の19ケースもの婦人会長が「見たこともない」「知らない」とし

している。これに「購読していない」と答えた5ケースをくわえると、実に全体の8割以上の人がこの機関紙に目をふれていないことになる。すなわち、平和運動をはじめとする全地婦連の動向を把握し得る1つの手段としての機関紙が、地域リーダー層にも定着していないことが知られよう。いずれにしても、この署名運動に取り組むにあたって、この運動それ自体の意義をつきつめ、あきらかにするような討議は、この会長会においてなされなかったとみられる。だが、市婦協加盟の90婦人会のうち、1婦人会をのぞくすべての婦人会が取り組みを開始している。会長のこの運動のうけとめ方はさまざまであるが、「会長会できまったから、おろした」とする<4>、<14>、<19>や、「自分は必要ないと思った」とする<11>を別とすれば、その多くは「趣旨に賛同できたから取り組むことにした」としている。それは会長会における討議を反映して、「共産党が入っているのならともかく、市長が国連にもって行くのだから問題はない。2度と原爆を落とすにはいけないという純粋な気持ちから取り組んだ」(<15>)といううけとめ方に集約される。「良いことなのだから、当然やらなくてはという気持ち」(<12>)、「被爆を経験しているだけに、原爆は2度とあってはならないという意気込み」(<26>)で取り組んだとする会長もいるが、いずれも、特定の政治団体とは無縁であるという共通認識を基底においていたといえよう。

(2) 地域婦人会の取り組みの実態

以上の経過をへて決定されたこの運動は、各婦人会でどのように具体化されたのであろうか。ほとんどの婦人会では、通常の会長会決定事項の伝達ルートと同様に、やはり役員会をステップとしておろされている。これに取り組まなかった1ケースと、「忘れてしまった」とする3ケースをのぞく25ケースのうち、18ケースでは役員会がひらかれている。しかし、このうち、署名の意義についての討論を役員会でおこなって決定したのは7ケースにとどまり、のこる11ケースにあっては、「市婦協できまったからと伝え」(<23>)、「役員に署名用紙をわたした」(<14>)にすぎない。役員会の場で学習を通じて意義を確認した婦人会は皆無となっている。また、

表9 全地婦連機関紙の購読状況

購読状況	計(構成比)
全会員分購読	0(0.0%)
役員分 "	2(6.9%)
希望者分 "	0(0.0%)
会長分 "	3(10.4%)
購読せず	5(17.2%)
その他*	19(65.5%)

*「その他」は機関紙の存在自体、「知らない」、「見たこともない」と答えたものをさす。

婦人会独自に目標数を討議したところも、1ケースもなかった。しかも、この25ケースのうち他の7ケースでは、役員会をひらくこともなく、「わりあてを消化するため」(〈4〉)に、署名用紙を役員におろしている。

つぎに実際の署名の集め方を表10からみると役員による戸別訪問という方法によるものがほとんどである。「各役員にまかせたからわからない」とする6ケースの中には、あるいは回覧方式によったところもあったかもしれないが、これはごく少数であるとみられる。その大勢を占める戸別訪問は、前述の班(組)を担当する一般役員層を中心としておこなわれている。役員会をひらかなかつた婦人会では、

表10 婦人会における署名の集め方

集め方	計(構成比)
会長・役員戸別訪問	2(7.9%)
役員戸別訪問	19(67.9%)
役員戸別訪問及び街頭	1(3.6%)
役員まかせ	6(21.4%)

*とりくまなかつた1ケースを除く。

会長が役員に用紙をわたしている。いくつかの支部に分かれている大規模組織では、会長が支部長にわたし、支部長から各役員に手わたされている。そして用紙の回収はこの逆のルートを通じておこなわれている。会長会で設定した目標数は10万署名であったが、これは市婦協会員数のほぼ、2.5倍弱という数字である。したがって署名は、

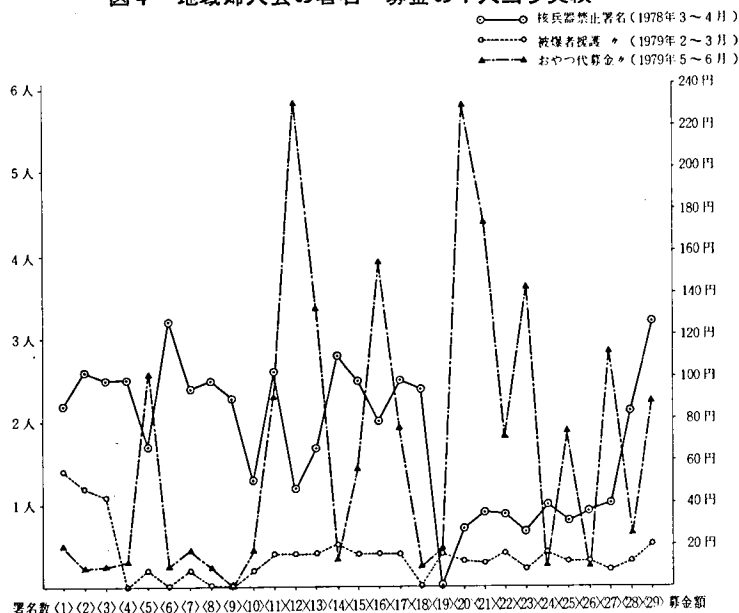
会員からだけでなく、家族からもあつめられた。婦人会によっては、会員とその家族のみならず、地域住民層を対象として取り組んだところもある。たとえば〈15〉は、町内会長に了解をとりつけたうえで、この運動をすすめている。しかし署名をあつめる範囲については、一般役員の自発性にまかされた婦人会がほとんどである。こうして役員組織網を生かして、通常の決定事項の伝達と同じルートを用いて、この署名運動はおこなわれた。前掲の表10にみるように1ケースのみは、戸別訪問のみならず、これに街頭署名を組み合わせている。この〈24〉は、平和運動それ自体が婦人会の日常活動に根づいている数少ない事例である。この婦人会の会長は、戦前の大日本婦人会の幹部であったが、映画『きけわだつみの声』を観て「戦争責任を感じて」、平和のための婦人会をつくろうと決意したという。このよきリーダーに導かれながら、婦人会がこの地域の被爆者を組織する活動に取り組み、1957年には「被爆者の会」をつくった。以降、この「被爆者の会」と婦人会とは、協力関係をもちながら、ともに平和運動に取り組み、原水禁世界大会にも一貫して婦人会代表を送りつけてきたのみならず、その時々々の署名運動には役員を主体としながら街頭署名に立つ

という経験を数多くかさねてきた。この核兵器禁止署名運動にさいしても、戸別訪問だけでなく、役員約20名で市内の有名デパート前に立ったのである。こうした伝統をもつ婦人会にとっては、この署名運動は、日常活動の一貫として、その延長線上での取り組みであったといえる。しかし、その他のほとんどの婦人会においては、この課題は、その日常活動とはなじまない課題であったわけである。しかし前述のように、多くの婦人会では、各々の婦人会の実情にふさわしく目標を設定しなしたり、独自に意義づけるような討議はほとんどおこなわれなかった。集約された署名数は、約2カ月未満のうちに8万1,500名分、会員1人当りに換算すると約1.9名分に相当する数字であった。

(3) 署名運動の性格

以上のような方法によってあつめられた署名の性格、および地域婦人会によるこの署名運動のもつ意味を、われわれはいかに把握すべきであろうか。そこで、この核兵器禁止署名運動と他の署名・募金運動との比較をこころみることによって、あつめられた署名数のもつ意味について検討してみたい。ここで取り上げるのは、全地婦連の要請をうけるかたちで市婦協において取り組まれた被爆者援護法要請署名運動（1979年2月～3月）と、カンボジア難民のために「1日分のおやつ代のカンパを」と呼びかけた募金運動（1979年5月～6月）である。図4は、この3つの署名・募金運動で各婦人会があげた成果を、各地域婦人会の会員数で割ったものであ

図4 地域婦人会の署名・募金の1人当り実績*



*「1人当り実績」とは、各々の婦人会の成果総数を会員数で割った数。

る。

まず図4から核兵器禁止署名運動についてみると、〈17〉から〈24〉までの8婦人会が軒並みに低い実績数となっているが、これはこれらの地域において影響力のつよい被爆者の会が署名運動に取り組んだあとで、婦人会の取り組みがおこなわれたことによる。したがってこれらの地域の婦人会は、前者との重複を避けて、いわば落ち穂拾いのなかたちで署名をあつめざるを得なかった。この中でも、平和運動が日常活動に位置づいている前述の事例〈24〉においては、図4では1.1名分(2,100名分)となっている。しかし、この〈24〉では、市婦協で取り組みが決定される以前に被爆者の会と婦人会とが一体となって、すでに、1万1,000余名分の署名をあつめて国連署名推進会議に送っている。これらの8事例の婦人会を別とすれば、どの婦人会においてもすべて会員数を上まわる成果をあげており、最高数は3.2名分(〈6〉,〈29〉)にもおよんでいる。ここで注目したいのは、会長自身が「とくに意気込みはなく」、「会長会できまったから、おろしただけ」で、とにかく「わりあての消化をしただけだ」とする〈4〉,〈11〉,〈14〉においても、平均数1.9名をはるかに上まわる成果をあげている点である。市婦協決定も地域婦人会に媒介するリーダーとしての婦人会長の格別の意気込みの有無と実績数とのあいだには、かならずしも相関がみられない。このことと、取り組みの開始以前に、運動の意義を深める討議や学習がなされていなかったことを考えあわせるならば、地域婦人会の組織網をもってすれば、この実績数は、日常活動の延長上で案外容易になしとげうる数字であったのかもしれないと考えることができる。

つぎに、同様に図4から、核兵器禁止署名運動と他の署名、募金運動とをくらべてみよう。まず気をつくことは、被爆者援護法署名の1人当り実績が、核兵器禁止署名のそれよりも例外なく低い数値となっている点である。被爆者援護法署名の場合、もっとも多くあつめた〈1〉においてもせいぜい1.4人分であり、全体の平均は0.3人という低い実績数となっている。この点から、核兵器禁止署名運動の取り組み規模の大きさをあらためて、確認することができよう。被爆者援護法署名の場合にも、大多数の婦人会では、一般役員層による戸別訪問というまったく同様な方法がとられているが、両者の実績数の大きな差は、一体なにによってもたらされたのであろうか。この2つの署名運動の比較を問う設問にたいする婦人会長の回答は、つぎの

ような意見に集約される。「両方とも市婦協からおりてきた用紙を、役員会でおろした。被爆者援護法署名の方が、署名用紙が少なかったのだから楽だった」(〈14〉)。「被爆者援護法署名は用紙が少なかったの、少ししかあつめなかった。用紙がたくさんあればたくさんあつめるのだが」(〈19〉)。つまり、この2つの署名運動の実績数の差は、主に各婦人会におりてきた署名用紙数の差に規定されていたのであり、用紙数が多ければそれだけ、より多数の署名をあつめることもできるのである。このことは、同時に、核兵器禁止署名運動において集約された1会員当たり1.9名分という実績数も、地域婦人会の能力の最大限であるとはかぎらないこと、つまり、用紙数が多ければ、より多数の署名をあつめることも、あるいは可能であったかもしれないということをしめしている。

ところで、〈8〉は、「ふだんの活動がしっかりしているところは、署名もあつめやすい」としている。だが、この署名運動における実績数の多寡から、ただちに各婦人会の組織力量を測ることはできないと思われる。前述の、急激な会員減現象の惹起している渦中でこれを取り組んだ〈9〉の1人当たり実績数(2.3名)は、平均を上まわっている。また図4にしめしたように、実績数に婦人会ごとの大きな差がみられるこの署名運動とおやつ代募金とを比較してみるならば、この点はさらに一層あきらかとなる。すなわち、この両者の実績数はかならずしも相関しておらず、むしろ〈6〉、〈8〉、〈12〉、〈14〉に端的にあらわれているように、両者が大きくかけはなれている事例がめだっている。つまり、一つの運動で抜きん出る実績をあげていても、ここからただちに組織力量が大きいと判断することはできないと考えなければならない。一つの婦人会にこのように実績数にむらがあるということは、すでにみたように、実際の行動をになう一般役員層に意義や動機を理解してもらう場が保障されていなかったことと、密接な関連があると思われる。こうした場がなければ、当然にも、課題のうけとめ方、その判断は、役員層のひとりひとりにまかされることになる。したがって、活動への力の入れ方も、自然成長性にゆだねられることとなり、偶然的要素によってその時々左右されることにもなる。もちろん、すでにみたように、用紙数、つまり目標数が基本的な目安となるが、その上で偶然的な諸要素の積み重ねが、各時期の各々の署名・募金実績数の差異となってあらわれていると考えることができる。

(4) 若干の教訓

以上の考察から、われわれは、さしあたり、つぎのような教訓をひきだすことができよう。

第一に、地域婦人会の運動形態は、地縁組織網が広範な層を運動に参加させる可能性をもつことを教えている。すなわち、少なくともこの国連への署名運動では、平均して会員数の約2倍の署名数を集約しているが、このことは、会員にとどまらず、家族、その他の地域住民層への接触が、婦人会の組織網を通じておこなわれたということをしめしている。会員の中の単なる「おつきあい」参加層も運動の推進者となり、そして、他のいかなる組織の網の目にもふれることのない人びとにも、運動の手をひろげることができたのである。地域婦人会がこのように幅広い層の署名をみつめたのは、まず、この運動が政治色のない市民団体によるものであり、「市長が国連にゆく」という旗印をもっていただけに負うところが大きい。こうした無党派性が、広範な住民層の署名を短期間にスムーズにみつめた一つの要因である。それと同時に、地域内の世話役活動を通して、その存在が定着している婦人会が取り組んでいる運動であることがもたらす親近感の作用という側面を、看過することはできない。日頃、近隣者としてつきあいのある、少なくとも顔見知りの範囲にある役員によって呼びかけられた署名は、他団体の、面識のない人からの呼びかけによるものとは異なる意味があるのではなかろうか。地域婦人会のこの署名運動への参加は、このように広範な地域住民層にまで運動の範囲をひろげることが可能とし、「純粋な平和を願う気持ち」を数の力として表明させえたという点で、運動全体の意義を大きくしたということができる。しかもすでに考察したように、核兵器禁止署名運動で集約された数は地域婦人会の最大限能力をしめすものではかならずしもない。むしろ、それが、これをこえる潜在力をもっている点を考慮に入れるならば、今後の国民的規模の核兵器禁止運動を推進するうえで地域組織の果たす役割は、きわめて重要であるといえる。

とはいえ、第二に、地域婦人会それ自身にとってのこの運動のもつ意味という点から考えるならば、その取り組みは、問題点をのこすものであったといわざるをえない。それは、課題や規模にふさわしく一般役員層の行動力を十分に汲みつくすような体制がとられることなく、あたかも日常的諸課題の延長線上で取り組まれたこ

とに関連する。その署名運動は、運動に参加し推進者ともなった一般役員層にとって、かならずしも充実感にみちた運動とはならず、地縁的な「おつきあい」的關係に依存するものであったといわざるをえない。日常活動において会員層、とりわけ役員となった人びとに充実感をあたえる活動が保障されることなく、安易に地縁組織網に依存するだけでは、婦人会自体の縮小再生産に陥る危険性があることは、すでに考察してきた。平和運動に関連する課題が、地域婦人会の日常活動にかならずしも根づいていない現状を考える時、以上でみてきたような婦人会の、やや安易ともいべき取り組み方については、今後、検討と工夫が必要であろう。

第三に、すでにみてきたような地域婦人会の組織上の問題点は、わが国の他の市民団体、大衆団体、平和団体等にとっても、「他人事」とみることがゆるされないような、共通の問題点でもあると思われる。総会等への会員の未結集、役員を選出の困難と選出方法の安易さ、組織内コミュニケーションの不充分さ、会費収入の低さを事業収入でカバーせざるをえない財政構造、役員と中間層と会員大衆相互間の連携にかかわる問題等々。いずれの組織においても多かれ少かれ、同じような悩みがあるのではなからうか。こうした事情は、わが国における「ゲマインシャフト的」なもの一定の残存、「市民社会的」なもの不均等な発展ないし未発展、民主的な個性の未発展とも関連しているのであろう。

これらの組織の問題点をいかに克服すべきかという点をめぐって、先にもふれたように、いくつかの婦人会において模索がなされている。とりわけ前述の地域婦人会〈24〉の活動スタイルが一つの方向性を示唆しているように思われる。すなわちそこでは、積極的に会員の下からの要求を掘りおこし、とりあげることに努めることから、単なる「おつきあい」集団からの脱皮をとげようとしており、地域内の婦人、そして住民の「利益」を代表する活動の展開がみられる⁶⁾。この〈24〉における平和運動への取り組みの日常活動への定着は、会長のリーダーシップによるところが大きい。すなわち同会長は、みずから被爆者として地域の「被爆者の会」の役員、そして県レベル・全国レベルの被爆者団体の役員としても活躍している人物である。つまり同会長は、つねに、地域婦人会の運動を地域の他の運動に、また地域レベルの運動を県レベル・全国レベルの運動に媒介しており、そのことによって婦人会の会員にひろいパースペクティブをあたえている。このことは、婦人・住民の生活に

密着して世話役活動をおこなう「草の根」組織の重要性とともに、それが、平和問題、被爆者問題へ、また県レベル・全国レベル、さらには国際的レベルへと、より大きなパースペクティブをあたえられることによって、はじめて真に「草の根」組織の本領を発揮しうることを示唆する。また、逆にいえば、本来の原水爆禁止運動の組織も、この地域婦人会のような住民の生活とむすびついた「草の根」組織のあり方から学ぶこと、生活点、さらには生産点とむすびつく活動を発展させることによってこそ、より大衆的な運動へと成長しうることを示唆するものであろう。

以上の地域婦人会の実態をめぐるわれわれの調査研究は、きわめて限定された範囲の少数の事例についてのものであるが、これまで述べてきたようにわが国の核兵器禁止運動の発展にとって有益な教訓をここから導き出すことが可能であると思われる。大衆的な核兵器禁止運動をささえる諸組織の実態を以上の視点から探り、運動の発展のモメントを探求する研究が、今後一層、進められていく必要があろう。

- 1) 真田是「住民運動の組織論」(『現代と思想』26号, 1976年12月) および中田実「地域住民組織と住民自治」(自治体問題研究所編『地域と自治体』第6集, 1977年)参照。なお、ここでは、地域婦人会の構造、性格について、くわしく立ち入ることはできない。しかし、参考までに、これまでの研究について紹介しておけば、千野陽一氏は、戦前期の地域婦人会の形成過程を解明している。そこでは、戦後の地域婦人会も体制的に上からつくられたものであるとして、戦前期における「体制内婦人団体」としての性格を基本的に継承しているとされている(千野陽一「体制による地域婦人層の掌握過程(1)(2)」『社会労働研究』第11巻1号, 3号, 1964年, および同『近代日本婦人教育史』1979年, ドメス出版)。たしかに戦後期の地域婦人会の多くのものは、GHQと地方行政当局の「要請と勧奨」によって、敗戦後ただちに再結成されており、上から育成された組織としての性格がつよい。また今日、地域婦人会は、社会教育関係団体からの財政的補助を得ており、そのかぎりでは「体制内婦人団体」という側面をもたないわけではない。全地婦連自身も、その戦後の出発点が、「1人1人の意識の前に、まず数としての会員が要求されたのである。その要求はむしろ行政側にあり、団体側には問題意識が欠如していたともいえる」(『全地婦連20年史』1973年, 17ページ)とみとめている。しかし、われわれは、全地婦連ないし地域婦人会について、「体制内的婦人団体」として性格づけることから始めることはかならずしも有効ではないと考えている。むしろ、戦後の日本社会の中で、それが、いかなる役割を現実に果たしてきたのか、そして今日、いかなる問題をかかえているのか、そこでの問題の何を克服し、何を発展させるべきか、という視角

から出発することが、より有効であろう。なお、地域婦人会の構造と性格をめぐる研究は少ないが、次の文献が参考になる。

田中里子「地婦連活動のめざすもの」(『ジュリスト』増刊総合特集13号, 1979年), 連載「婦人団体—あしたを探る」(『日本経済新聞』1980年1月12日以降)。

- 2) このうち、1954年までに結成された20ケースのうち8ケースにおいては、結成段階で戦前期婦人団体との組織面あるいは人脈面でのつながりがあると回答されている。戦前期婦人会と戦後のそれとの連続性の問題は、現段階の地域婦人会の性格規定との課題ともからむ重要な課題である。
- 3) 全地婦連『地域婦人会を育てるために』1977年, 114～115ページ。
- 4) 表6の婦人会〈23〉にみるように、自衛隊行事への参加、動員母体となっている事例もあり、吟味を要すると思われる。
- 5) 会員の年齢についてみると、20歳台の若手婦人層の比率は低く、乳幼児の世話から手ははなれた婦人層が多数を占めており、その年齢は、30歳台から70歳台にいたるまで、大きな幅がある。
- 6) 小稿では十分にふれえなかったが、この〈24〉は住民運動への取り組みがみられる数少ない事例のひとつである。そこでは、住民生活に密接に関連する地域問題をとりあげ、議会傍聴、資料の作製、それにもとづく学習・討議を通じた運動(たとえば公害発生源となる工場進出反対運動等)がすすめられている。

付記

この研究をおこなうにあたり、御教示をあたえられ、あるいは御協力の労を惜しまなかった全地婦連事務局長・田中里子氏をはじめとして、広島県婦協、市婦協の関係者の方がた、また久保文氏、広島大学助教授・湯崎稔氏、調査員として協力してくれた広島大学の学生諸君(井上志保子、大西五己、小嶋章吾、酒井英史、新野寛、原田邦彦)に心から謝意を表す。なお、この研究は、芝田にあえられた昭和54年度科学研究費(一般D)によっておこなわれたものであり、Ⅰ・Ⅱについては芝田が、Ⅲについては木本が執筆した。

